

三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領

（目的）

第1条 この要領は、建設工事等の適正な施工を確保するため、有資格業者の資格（指名）停止について必要な措置を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び維持業務委託並びに測量、設計監理、地質調査及びコンサルタントに関する事業をいう。

(2) 有資格業者

三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号）第4条の規定に基づき三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者をいう。

(3) 県発注工事

三重県（三重県住宅供給公社、三重県土地開発公社及び三重県道路公社を含む。）、三重県企業庁、三重県病院事業庁、三重県教育委員会及び三重県警察本部が発注する建設工事等をいう。

(4) 一般工事

三重県内における県発注工事以外の建設工事等（民間工事を含む。）をいう。

(5) 役員等

ア 法人にあっては、役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいう。

イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。

ウ 個人にあっては、その者及び支配人をいう。

(6) 使用人

役員等以外の職員をいう。

(7) 資格（指名）停止

有資格業者が、別表に掲げる措置要件の1に該当する場合に、同表に定めるところにより、期間を定めて県発注工事の入札参加資格（指名）を停止する措置をいう。

(8) 部長等

県発注工事を所掌する部局の長、三重県企業庁長、三重県病院事業庁長、三重県教育長及び三重県警察本部長をいう。

（資格（指名）停止の決定機関）

第3条 県発注工事の施工に係る資格（指名）停止の決定は、当該県発注工事を所掌する部長等が行う。

ただし、競争入札審査会（以下「審査会」という。）が設置されている部局等については、あらかじめ審査会に諮らなければならない。

2 一般工事の施工に係る資格（指名）停止の決定は、県土整備部長が審査会に諮り行う。

3 前2項以外に係る資格（指名）停止の決定は、県土整備部長が審査会に諮り行う。

（資格（指名）停止）

第4条 部長等は、有資格業者が別表の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について資格（指名）停

止を行うものとする。ただし、資格（指名）停止の期間は、3年を越えることはできない。

- 2 第1項の資格（指名）停止を行ったときは、建設工事等の請負契約のため指名を行うに際し、当該資格（指名）停止に係る有資格業者又は当該資格（指名）停止に係る有資格者を構成員とする経常建設共同企業体若しくは特定建設工事共同企業体を指名してはならない。当該資格（指名）停止に係る有資格業者等を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
- 3 第1項の資格（指名）停止を行ったときは、当該資格（指名）停止に係る有資格業者等が建設工事等の請負契約につき落札決定を受け、契約が締結されていない場合においては、当該落札決定を取り消すことができる。
- 4 三重県物件関係落札資格停止要綱に基づき有資格業者について資格（指名）停止が行われた場合、当該有資格業者について第1項に基づき資格（指名）停止が行われたものとみなす。

（下請人に関する資格（指名）停止）

第5条 部長等は、前条第1項の規定により資格（指名）停止を行う場合において、当該資格（指名）停止について責を負うべき有資格業者である下請人があるときは、当該下請人について、情状に応じて期間を定め資格（指名）停止を行うものとする。

（経常建設共同企業体に関する資格（指名）停止）

第6条 部長等は、経常建設共同企業体が別表各号に掲げる措置要件の1に該当するときは、第4条の規定に準じて、当該共同企業体について資格（指名）停止を行うものとする。

- 2 部長等は、前項の規定により経常建設共同企業体を資格（指名）停止にする場合には、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該資格（指名）停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の資格（指名）停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格（指名）停止を併せて行うものとする。

（特定建設工事共同企業体に関する資格（指名）停止）

第7条 部長等は、特定建設工事共同企業体が別表各号に掲げる措置要件の1に該当するときは、第4条の規定に準じて、当該共同企業体の構成員（明らかに当該資格（指名）停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、情状に応じて期間を定め、資格（指名）停止を行うものとする。

（資格（指名）停止の期間の特例）

第8条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものを適用する。

- 2 有資格業者が次の各号の1に該当することとなった場合は資格（指名）停止の期間を加重するものとする（措置要件に該当する事実又は行為が当初の資格（指名）停止を行った前のものを含む。）。
 - (1) 資格（指名）停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき（次号に掲げる場合を除く。）。
 - (2) 別表第2の第2号、第3号及び第7号の措置要件に係る資格（指名）停止の期間満了後10か年を経過するまでの間に、別表第2の第2号、第3号及び第7号の措置要件に該当することとなったとき。
- 3 部長等は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による資格（指名）停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、資格（指名）停止の期間を措置期間（短期の期間）の2分の1まで短縮することができる。
- 4 部長等は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える資格（指名）停止の期間を定める必要があるときは、資格（指名）停止の期間を措置期間（長期の期間）の2倍まで延長することができる。

- 5 部長等は、資格（指名）停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前項及び別表各号に定める期間の範囲内で資格（指名）停止の期間を変更することができる。
- 6 部長等は、資格（指名）停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について資格（指名）停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する資格（指名）停止の期間の特例）

第9条 部長等は、第4条第1項の規定により資格（指名）停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、資格（指名）停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は県職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該事実を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第3号に該当したとき
- (2) 別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）
- (3) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定に基づく県の調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき
- (4) 別表第2第2号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前二項に掲げる場合を除く）
- (5) 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき

（事案の報告等）

第10条 県発注工事を発注する本庁室長、事故調査委員会等の長又は地域機関の所属長は、所掌する建設工事等について資格（指名）停止を要すると認められる事案が発生したとき、又は資格（指名）停止の期間を変更し、若しくは資格（指名）停止を解除する必要が認められるときは、別紙第1号様式に意見を付して部長等に報告するものとする。

（資格（指名）停止の通知、報告）

第11条 部長等は、資格（指名）停止の措置（資格（指名）停止期間の変更及び資格（指名）停止の解除を含む。）を決定したときは、遅滞なく、当該有資格業者に対し、別紙第2号様式から第4号様式までにより通知するとともに、関係する部長等に対し、第5号及び第6号様式により通知するものとする。

- 2 前項の規定により資格（指名）停止に係る通知を受けた部長等は、その旨を所管する各室長及び地域機関の長に通知するものとする。

（資格（指名）停止の期間の始期）

第12条 資格（指名）停止の期間の始期は、指名停止の決定があった日の翌日とする。

(契約の相手方の制限)

第13条 資格 (指名) 停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(災害時等の相手方の決定の特例)

第14条 県発注工事を随意契約により発注しようとする場合において、当該随意契約の理由が次の各号に該当し、あらかじめ所管する部長等の承認を受けたときは、前条の規定にかかわらず、資格 (指名) 停止の期間中の有資格業者と請負契約を締結することができる。

(1) 災害時の応急工事で、他の業者に施工させ難いと認められるとき

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第6号又は第7号に該当し、他の業者に施工させ難いと認められるとき

(下請等の禁止)

第15条 資格 (指名) 停止の期間中の有資格業者は、県発注工事を下請することができない。

ただし、当該有資格業者が、資格 (指名) 停止の期間の開始前に下請した場合はこの限りでない。

(資格 (指名) 停止業者が合併等をした場合の資格 (指名) 停止の効果)

第16条 資格 (指名) 停止期間中の有資格業者の業務が、合併、営業譲渡等により他の有資格業者に受け継がれた場合は、資格 (指名) 停止の効果は、業務を受け継いだ有資格業者に継承されるものとする。

(資格 (指名) 停止に至らない事由に関する措置)

第17条 部長等は、資格 (指名) 停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、第7号様式による書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則 この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成4年9月8日から施行する。

附 則 この要領は、平成5年7月2日から施行する。

附 則 1. この要領は、平成6年10月3日から施行する。

2. 要領別表第1の1 (虚偽表示) については、この要領の施行日以降に行われた行為に限り適用する。

附 則 この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この要領 別表第2の4及び7については、平成11年8月1日以降に行われた行為について適用する。

附 則 この要領は、平成13年6月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成14年3月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。
なお、指名停止措置済案件があるものについては、従前の例による。ただし、施行から 3 か月以内とする。

附 則 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 1．この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
2．要領別表第 2 の 7（暴力的不法行為等）(10) については、平成 20 年 4 月 1 日以降に公告（指名競争入札においては指名通知）された建設工事等に係る行為について適用する。

附 則 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。